住所　千葉県市川市末広１丁目９番６号
アリーザ・アハマド　平成18年２月14日生
住所　千葉県浦安市美浜４丁目11番６号
ニトラポーン・ヤマモト　昭和29年12月７日生
住所　千葉県長生郡長柄町力丸919番地１
エルマ・アレヤダ・コバヤシ　昭和38年６月13日生
住所　東京都板橋区徳丸５丁目31番12―104号
江原カツミ　昭和35年３月２日生

○農林水産省告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和三十九年十月二十八日農林省告示第千二百十号（四及び五に係るものに限る。）、昭和四十一年十月十三日農林省告示第千二百号、昭和四十八年十月十八日農林省告示第千九百十七号、昭和四十八年十二月二十八日農林省告示第二千六百四十三号、昭和五十一年一月十九日農林省告示第五十号、昭和五十四年九月四日農林水産省告示第千二百二十四号、昭和五十八年四月二十二日農林水産省告示第四百五十八号（四に係るものに限る。）、昭和五十八年七月二日農林水産省告示第千百十九号（一に係るものに限る。）、平成七年二月九日農林水産省告示第二百十三号（三に係るものに限る。）、平成十一年三月二十三日農林水産省告示第四百八十一号、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十八号、昭和五十七年十一月八日農林水産省告示第千七百四十三号（一に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百三十四号、平成十一年二月五日農林水産省告示第二百二号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　鳥取県東伯郡三朝町大字片柴字小夏根四〇四から四一八まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市用瀬町古用瀬字赤松谷上ミ平六五五の一、六五五の二、字赤松奥本谷六五六、六五七（次の図に示す部分に限る。）、六五八の一、六五八の二、六五九、金屋字春コリ場谷二三五、字砂シキ谷二三六、字スリコ場谷二三七の一、二三七の二、字太平山二三八、字ユリハヶ谷二三九、字八世ヶ谷二四〇、字スリコ場谷蔭平二四一、字大スンカ二四二、字小スンカ二四三、字本谷日ノ向平二五四の一、字カラビツ二五五、字カラトヨノ谷二五六の一、二五八の二、字ホウノ木峠二五七、字熊助谷二五八、字ハシキヶ谷二五九の一、二五九の二、字スルメヶ谷二六〇、字横手ヶ谷二六一、赤波字渡瀬垰一五〇三、字ハサヒ谷一五〇四の一、一五〇四の二、字茶ウス岩一五〇五、字馬乗岩一五〇六、字小屋ノ谷一五〇七、字水神ヶ谷一五〇八、字横谷一五〇九の一から一五〇九の三まで、字小サクラ一五一〇、字ハル谷一五一二、字長州ノ西平一五一三の一から一五一三の六まで、字大立岩一五一四の一から一五一四の一二まで、字小立岩一五一五の一から一五一五の三まで、字大石川一九二五、一九三〇、一九三一、字大熊一九六八の一、一九六八の二、字小石川谷上ミ垰一九七一の一から一九七一の三まで、字助右ェ門谷二四七〇、二四七一、二四七二の一、二四七二の二、字登リ尾西平二四七七、字西カラト二四七八、字岡濱ノ平二四七九の一から二四七九の三まで、二四八〇、二四八〇の一、字妙ヶ谷二四八一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の四から九三四の四二まで、九三四の四七から九三四の七一まで、九三四の七三から九三四の七五まで、九三四の七六（次の図に示す部分に限る。）、九三四の七七から九三四の七九まで、九三四の八〇から九三四の八四まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九三四の八五から九三四の一〇四まで、九三四の一七〇から九三四の一七八まで、九三四の一九三、九三四の一九六、字赤井谷口九三六の二から九三六の四まで、九三六の七から九三六の一八まで、九三六の二一から九三六の二三まで、字小州ヨリ葵谷迄九四一の一・九四一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九四一の四、九四一の七（次の図に示す部分に限る。）、九四一の八から九四一の一九まで、九四一の二〇（次の図に示す部分に限る。）、九四一の二三まで、九四一の四八・九四一の四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九四一の五〇、九四一の一七一から九四一の一八六（次の図に示す部分に限る。）、九四一の一八七から九四一の一九〇・九四一の一九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九四一の一九二から九四一の二一〇まで、九四一の二一二から九四一の二三二まで、河原町小河内字杤ヶ谷九三二、九三二の一から九三二の五まで、字奥山九三五の三〇四、河原町神馬字三角四九二の一から四九二の五まで、四九二の七、四九二の八、四九二の一二から四九二の一八まで、字瀧谷上分四九三の一から四九三の六まで、四九三の八、四九三の九、字馬乗場々四九四、四九四の一、四九四の二、字棚原四九五の一、四九五の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）